

求職者等に対するセクシュアルハラスメント等防止対応方針

公益財団法人栃木県保衛生事業団（以下「事業団」という。）は、すべての求職者及びその他これに類する者（以下「求職者等」という。）が安心して求職活動等を行える環境を確保するため、セクシュアルハラスメントをはじめとするハラスメントを許しません。

ここに求職者等に対するセクシュアルハラスメント等防止対応方針を定めます。

1 対象となる範囲

- （１）方針が適用となる者：求職活動等に関わる事業団の全ての役員及び職員
- （２）対象となる求職者等：事業団の採用選考に応募する求職者、インターンシップ参加者、OB・OG 訪問をする学生、実習生、その他事業団の採用に関わる活動に参加するすべての方
- （３）対象となる場面：面接、採用説明会、インターンシップ、OB・OG 訪問、実習、その他選考に関わるすべての連絡・打合せ等（電話・メール・SNS 等を含む）

2 禁止行為

求職者等に対する以下の行為を禁止します。

（１）セクシュアルハラスメント

（性的な言動・過度な個人情報の詮索）

- ・ 性的な冗談、からかい、性的な事実に関する質問
- ・ 容姿や身体的特徴への不適切な言及
- ・ 交際・結婚・出産予定、恋愛体験等に関する不必要な質問
- ・ プライベートへの過度な干渉
- ・ 選考の有利・不利をほのめかした交際、性的な関係の要求・強要 等

（性的な行動・接触）

- ・ わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ・ 身体への不必要な接触
- ・ 私的な飲食への執拗な誘い、夜間・深夜の呼び出し 等

（不適切な連絡手段・面談場所の設定）

- ・ 個人 SNS アカウント等を用いた私的な連絡やアプローチ
- ・ 採用業務と関係のない私的なメッセージの送信
- ・ 密室や不適切な場所・時間帯での個別面談の実施 等

（２）その他のハラスメント

- ・ 求職活動等におけるパワーハラスメントに類する行為
- ・ 求職活動等における妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントに類する行為
- ・ 求職活動者に対して、内定を出す条件として、他の企業への就職活動の中止や選考辞退を強要する行為 等

3 求職活動等におけるルールの遵守

- (1) 面接、面談、実習指導等は、原則として、複数名で対応し、業務時間内に透明性の高い公的な場所で行います。
- (2) 求職者等との連絡には、公式の連絡手段を使用して、私的な連絡先や SNS 等を用いての連絡は取りません。

4 相談への迅速かつ適切な対応

求職者等からハラスメントに関する相談があった場合は、本人の意向に配慮しつつ事実関係を迅速かつ正確に確認します。事実が確認できた場合は、被害者に対する配慮のための措置（被害者と行為者を引き離すための対応、謝罪等）及び行為者に対する措置（指導、懲戒処分等）を適正に行うとともに、適切な再発防止策を徹底します。

5 外部相談窓口の設置

相談者の選考評価に直接関与しない以下の外部相談窓口を設置します。ハラスメントに該当するか判断に迷う場合なども含め、広く相談に応じます。

■外部相談窓口 メンタルサポートろうむ 相談員（ハラスメント防止コンサルタント）
メールフォーム <https://yhlee.org/bbs/shukatsu/>

6 プライバシー保護及び不利益取扱いの禁止

- (1) 相談者、行為者、事実関係の確認等に協力した者等のプライバシーは厳重に保護し、秘密を固く守ります。
- (2) 相談を行ったこと、事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、採用選考における不利益な取扱いや職場における不利益な取扱いを行うことは一切ありません。

7 職員教育の実施

求職者等が安心して求職活動等を行える環境を確保するため、必要な職員教育を行います。

8 その他

求職者等から、実習中等において顧客等による求職者等に対するカスタマーハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には、事業団の「カスタマーハラスメント対応方針」を踏まえ、職員に対するのと同様に適切に対応いたします。

2026 年 10 月 1 日制定

公益財団法人栃木県保健衛生事業団

理事長 萩原 英樹